令和３年第２回知内町議会臨時会

◎　招集年月日　　令和３年４月２６日（月）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和３年４月２６日（月）　午前１０時００分
◎　閉会日時　　令和３年４月２６日（月）　午前１１時１９分

◎　出席議員

１番	成澤五郎	７番	笠松悦子
２番	山田顕人	８番	木村　一
４番	五十嵐捷爾	９番	谷口康之
５番	吉田峰一	１０番	伊藤政博
６番	松井盛泰		

◎　会議録署名議員　　１番　成澤五郎　　９番　谷口康之

◎　欠席議員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野　樹
総務課長	西野俊一
生活福祉課長	鳴海英人
保健センター長	（鳴海英人）
地域包括支援センター長	（鳴海英人）
税務会計課長	南　一貴
産業振興課長	三原知明
政策調整課長	長谷川将之
建設水道課長	佐藤和人
教育長	本間茂裕
学校教育課長	帰山亮一
社会教育課長	佐藤辰治
スポーツセンター長	（佐藤辰治）
知内高等学校事務長	南　和敏
学校給食センター長	（帰山亮一）
代表監査委員	西内貞治

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森永　茂
議事係	高田貴明

令和３年第２回知内町議会臨時会議事日程

（第１号）　　令和３年４月２６日（月）午前１０時００分開議

日　程	議 件 番 号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　１番、成澤五郎君、９番、谷口康之君
第　２		会期の決定について
第　３		議長の諸報告
第　４	議案第　１号	令和３年度知内町一般会計補正予算（第１号）について
第　５	議案第　２号	令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
第　６	議案第　３号	令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
第　７	議案第　４号	知内町防災情報配信システム管理運用に関する条例の制定について
第　８	議案第　５号	知内町税条例等の一部を改正する条例について
第　９	議案第　６号	知内町介護保険条例の一部を改正する条例について
第１０	議案第　７号	知内中学校タブレット端末の購入について

●　開会宣言・開議・議事日程

◎　議　　長（伊藤政博）

おはようございます。

令和３年第２回臨時会にお集まりいただきまして、ご苦労様です。

只今の出席議員数は、９人です。

定足数に達していますので、令和３年第２回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

●　会議録署名議員の指名

◎　議　　長（伊藤政博）

日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１番、成澤五郎君及び９番、谷口康之君を指名します。

●　会期の決定について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第２、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日に決定しました。

●　議長の諸報告

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第３、『議長の諸報告』を行います。

令和３年第１回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、令和３年第２回知内町議会臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案７件であります。

議案第１号の令和３年度知内町一般会計補正予算（第１号）については、歳入歳出それぞれ１億７４８万２千円を追加し、総額を４６億８，９８０万８千円とするものであります。補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策、橋梁維持費等に追加補正するものであります。

議案第２号の令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については、歳入歳出それぞれ８万３千円を追加し、総額を８，２２７万円とするものであります。補正の主な内容は、保険料還付金に追加補正するものであります。

議案第３号の令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第１号）については、歳入歳出それぞれ１４万９千円を追加し、総額を５億３，７５４万５千円とするものであります。補正の主な内容は、国庫支出金等過年度分返還金等を追加補正するものであります。

議案第４号の知内町防災情報配信システム管理運用に関する条例の制定については、電波法の改正によりアナログ方式からデジタル方式に移行することになり、必要な管理・運用について条例を定めるものであります。

議案第５号の知内町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正

する法律ほか、関係法令が改正されたことに伴い町税条例の一部を改正するものであり、改正の主な内容は、個人町民税の非課税の範囲や固定資産税、軽自動車税関係等、関係条文を改正整理するものであります。

議案第６号の知内町介護保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の減免措置の対象となる納期限の延長のほか、文言の整理に伴う改正であります。

議案第７号の知内中学校タブレット端末の購入については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案の内容につきましては、副町長、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

●　議案第１号　令和３年度知内町一般会計補正予算（第１号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第４、議案第１号、『令和３年度知内町一般会計補正予算（第１号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

議案第１号、令和３年度知内町一般会計補正予算（第１号）について。

令和３年度知内町一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億７４８万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４６億８，９８０万８千円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第２条、地方債の変更は「第２表　地方債補正」による。

歳出の方からご説明しますので、１２ページをお開きください。２款総務費、１項総務管理費、１１目自治振興費に２４０万円を追加し、１億６，４９２万９千円とするものであります。これは１８節負担金補助及び交付金にコミュニティ整備事業助成金を追加補正するものです。内容につきましては、上雷町内会の祭典行事用衣装等整備するものに助成するもので、詳細は説明資料見出しナンバー２の政策調整課を後ほどご参照願います。

続きまして、１３ページです。１６目新型コロナウイルス感染症対策費に３，５５０万円を追加し、５，０５０万円とするものであります。これは国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援事業を実施するもので、１つは住民への支援として「しりうち地域応援券」を配布する事業。もう１つは、町内事業者の感染症対策の支援として「感染予防対策事業」を実施。それぞれの事業費を追加補正するもので、詳細につきましては、後ほど担当課長からご説明致します。

続きまして、１４ページです。４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費に２７４万３千円を追加し、５，８７１万４千円とするものであります。これは３節職員手当等から１７節備品購入費まで、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用として一部予算の組み換えを含め補正するもので、詳細につきましては、これも後ほど担当課長からご説明致します。

続きまして、１５ページです。４目診療所費から４３６万１千円を減額し、７０３万３千円とするものであります。これは湯ノ里診療所を亀田病院にお願いすることに伴って予算の組み換えを含め補正するもので、これにつきましても後ほど担当課長からご説明致します。

続きまして、１６ページです。８款土木費、２項道路橋梁費、３目橋梁維持費に７，１２０万円を追加し、８，２２９万３千円とするものであります。これは橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、涌元地区の股瀬２号橋については、調査設計と防水伸縮装置の補修。平成３０年度から施工中の向上雷橋については、今年度、上下部工補修を実施する費用としてそれぞれ補正するものです。内容につきましては、説明資料見出しナンバー５の建設水道課を後ほどご参照願います。

続きまして、歳入です。４ページお開きください。１０款１項１目地方交付税から４２０万４千円を減額し、１７億２，８０６万７千円とするものであります。これは只今ご説明しました歳出に対応して減額補正するものです。

続きまして、５ページです。１４款国庫支出金、１項国庫負担金、４目衛生費国庫負担金から９７９万１千円を減額し、７９６万９千円とするものであります。これは国庫負担金で計上していたものを、後ほど説明します国庫補助金に組み替えるために減額するものです。

続きまして、６ページです。２項国庫補助金、１目土木費国庫補助金に４，０６５万６千円を追加し、１億４０２万円とするものであります。これは歳出で説明しました橋梁の修繕費用に対しての国庫補助金になっております。

続きまして、７ページです。４目総務費国庫補助金に３，５５０万円を追加し、５，６６７万１千円とするものであります。これも歳出で説明しました新型コロナウイルス感染症対策費に対しての国庫補助金となっております。

続きまして、８ページです。８目衛生費国庫補助金に１，３５３万４千円を追加し、２，７５５万６千円とするものであります。これは先ほど説明しましたワクチン接種に係る国庫負担金からの組み換え分と湯ノ里診療所備品購入費に対しての国庫補助金となっております。

続きまして、９ページです。２０款諸収入、５項１目雑入に２４０万円を追加し、１，５８８万５千円とするものであります。これも歳出で説明しました上雷町内会のコミュニティ整備事業に対する自治総合センターからの助成金となっております。

続きまして、１０ページです。２目診療所収入から１１１万３千円を減額し、６０３万３千円とするものであります。これは湯ノ里診療所の薬が院外処方になることに伴い、その分を減額しております。

続きまして、１１ページ。２１款１項町債、２目土木債に３，０５０万円を追加し、１億４，３６０万円とするものであります。これは歳出で説明しました橋梁の修繕費用に対しての借入分となっております。

続きまして、地方債の補正です。３ページお願い致します。第２表地方債補正でございます。変更で、道路橋梁債の限度額を４９０万円から３，５４０万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

それでは歳出の総務費、新型コロナウイルス感染症対策費についてご説明致しますので、説明資料見出しナンバー２、政策調整課関係の１ページをお開きください。１番、感染予防対策事業でありますが、飲食店や宿泊業、小売業などの不特定多数の方との接触機会のある業種を対象としまして、感染症予防対策を一層充実させるために必要な経費を商工会を通して補助するもので、補助の対象としましては、パーテーション、非接触型体温計・消毒器、ＣＯ２測定器となっております。１事業者あたり１０万円を上限としておりまして、予算額は４００万円。財源は国の新型コロナ臨時交付金であります。

次に２ページをご覧ください。２番、しりうち地域応援券事業でありますが、国内において新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、事業者の一部休業等で休業手当の対象となっている住民が一定数おられる実態などを踏まえまして、今回、第３弾の応援券配布により、生活支援行うものです。内容としましては、町民１人あたり７千円分の全店共通で使える商品券を配布。利用期間は、６月１日から９月３０日を予定しております。予算額は３，０５０万円。財源は国の新型コロナ臨時交付金です。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

それでは１４ページ、衛生費の予防費の関係説明させていただきます。新型コロナワクチンの接種計画については、説明資料見出しナンバー４、生活福祉課の１ページ、２ページに記載してございます。ワクチンにつきましては、４月２６日の週と５月１０日の週にそれぞれ１箱ずつのワクチンが配布される予定となっております。２箱あわせておよそ１千人分ということでございますが、４月の２０日に７５歳以上の方に優先接種として接種券の郵送を行っております。説明資料の接種計画により、当初見込んだ予算内容の補正を行ったところです。接種計画につきましては、ワクチンの接種の概要、それから対象者の数、それから接種方法、それと次のページには接種場所、接種時期、接種スケジュール、それから事業経費ということで、詳しく記載しております。まず３節職員手当でございます。２７２万円の追加。これにつきましては、集団接種の回数が増えることにより、職員、およそ一度の集団接種に職員１４、５名の体制で接種を行うということで、職員手当の追加になっております。７節報償費に臨時看護師の報償費を２５万６千円の追加。それから１０節需用費では注射器などの消耗品、それからワクチンの保管用の冷凍庫の停電防止のための非常用電源回路切替のための修繕費で９２万６千円の追加。それから１１節役務費に関しましては、郵送料として４０万５千円の追加。また、個別接種から集団接種に切り替えたことにより、接種料として医療機関に支払う１件２，０７０円の接種料金を減額、９７９万１千円の減額をしております。これは全て集団接種で行う分に追加をしております。それから委託料で、予防接種の委託料、先ほど申しました集団接種の分として７１８万円の追加。それからクーポン券の印刷業務で２１万円。それからシステムの連携改修業務の委託料として７５万４千円を追加し

ております。また、１７節備品購入費では、コピーとＦＡＸの複合機の購入として８万３千円の追加となっております。

次、１５ページでございます。衛生費、診療所費の関係でございますが、１節報酬、７節報償費、これに関しましては１８節の負担金によって病院に委託契約の負担金３６０万円支払うことで、１節と７節が減額で０円となっております。それから需用費としては、先ほど総務課長が説明致しました薬品については、院外の処方ということで購入費５６０万円減額です。それから役務費で７万１千円の追加。備品購入費でネットワーク用の整備備品の購入費として１００万円。これ全額補助となっております。それから解析付心電計の購入費として７１万５千円の追加でございます。説明は以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

コロナワクチンに関して質問してよろしいでしょうか。今、テレビ等で見ていますと、医療関係の人達もほとんどまだ１０何％ということで終わっているということを見ているんですけれども、知内におかれまして、例えば病院という大きい病院はないんですけれども、例えばね、救急搬送する消防隊、救急隊の方々もワクチン接種終わっているんでしょうか。それから看護師さんもやっぱり診療所なんかにもいらっしゃいますし、その方々のワクチンの状況はどうなっているのかわかっていましたら教えていただきたいんです。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。まず消防等の救急隊員、この方々につきましては、まだ基本型の接種会場が木古内の国保病院というふうになっておりますが、まだそちらの方にワクチンは届いておりません。それと診療所の看護師、それから医師につきましては、まだそちらの分も来ていないんですが、町に高齢者用として届いたワクチンを町の裁量の中で医療従事者に優先接種して構いませんよということもございますので、５月の１０日よりも前、６日、７日辺りに診療所の医師、それから看護師の接種を考えております。また、先ほど申しました救急隊員につきましては、５月１０日からの一般接種の方の順序と同じような形で高齢者施設の従事者、それから消防救急関係、優先的に接種するということで考えております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

関連してもう一つお尋ねします。よく今、集団でというか、高齢者に始まっていることも報道されていまして、余って捨てているワクチンもあるって話も報道されていますけれども、例えば今またここで始まるようですけれど、余った場合のこととか、順番、次の方にとかっていうこと、余さないような方法をお考えになっていると思うんですけれども、そこのところちょっと今決まっていることっていうか、考えていること、お知らせください。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

申込みの受付につきましては、現在のところ、５人を１組として受付をしておりますので、まずワクチンの接種人数とピッタリ合うようにはしております。ただ、土壇場で受けれないという方もいらっしゃるかと思いますので、例えば集団接種に従事する役場の職員だとか、それから消防の事務の方に勤務する方だとか、すぐに、例えば来ていただける距離にいる方々にお声がけをしてやっていただくということも考えております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

今この新型コロナについて再度お聞きします。接種場所はわかるんですけども、接種場所までの独居老人だとか、例えば在宅療養しているだとか、高齢者だとか、その人達はそこまで来いっていうことかい。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

現在のところですね、集団接種に関しましては、町からバスを出しまして接種会場まで送迎をするということで計画をしております。また、在宅療養で自宅にいる方というのは、例えば木古内の国保病院だとか、在宅の方のところに診療に行っているんですが、そういう方、今おられないということで押さえております。それで例えば施設に入所している方、この方々は嘱託医が施設に出向いて接種するということで考えております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

高齢者の場合は町からバスを出すってことで、接種券を配布するっていうことは接種の順番をその人達自ら町に提出してくださいっていう話なんだな。それと提出して来れない方は再度またバスを利用するとかなんとか、そういう対策はする考えあるの。どうも理解できないな。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

今、７５歳以上の方に接種券郵送で出しております。その方々は自分で接種できる時間と場所を選んでいただくということで申込みを受けております。それで先ほどもご説明致しましたが、集団接種は５月２２日とですね、６月１２日が２回目になります。全てバス送迎を希望する方については、申込みと同時にバスを利用するという申込みを受けております。また、知内診療所で個別接種で受ける方も診療所の方で車で送迎をするということで考えております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

そしたら、接種券とあわせてバスを利用する人、高齢者の人はそういう人は提出してくださいってことなんだな。接種券とバスを利用する人が、高齢者の人が一緒に例えば申込みをするっていうことで輸送するっていうことなんだな。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。郵送した接種券の中にはバスの時刻表と日にちも同時に郵送しておりますので、申込みする方はご自分で都合の良い時間帯を選ぶということで考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

今、課長から説明しましたけれども、集団の場合は町でバスの送迎します。それから知内診療所でする方については診療所のバスで利用していただくと。それからまだその他にもいらっしゃると思うんですけれども、ヘルパーを利用している介護認定を受けた方も町内に８０人ぐらい登録しているんですね。ですから、その方達については社協で、有償運送で動いていますから、そこに登録しています方についてはそこの社協を利用していただくということでカバーできるのかなということで、今思っています。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

もう一回だけ。８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

先ほど課長、在宅療養している方、誰も登録されていないって言ったけども、いるべさ。俺の友達でいるんだ。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

在宅療養されている方ですね。往診にお医者さんが行っている方については、病院の方でそちらの自宅で打つということも考えられるかと思います。また、例えば寝たきりの方、家族がもしおられる方でしたら、車椅子等に乗せていただいて、会場に来ていただくとか、バスで送迎していくという形になるかと思います。ただ、１本のワクチン２時間以内に打たないと他の分、無駄になってしまいますので、ですから、例えばそこの１件だけのところに行って打つということは、残りの４人分も無駄になるということになりますので、なかなかそういう対応は難しいかなというふうに考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

車椅子で連れて来いって言ったって、車椅子に乗せるそういう車が無かったらどうするのよ。車椅子に乗せて、集団接種会場まで押して来いって言うのか。もう少しその辺を、例え

ば親切丁寧な対応の仕方で、そういう人がいたら、なんとか町の方でそういうものを、例えば車を出してやるとか、そういう希望する人はそういうものできちっとしたもの、詳細を町の方に知らせて、じゃあそれで対応するとかっていう、そういう考えないのか。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。社会福祉協議会に車椅子に乗ったまま移動できる車もございますので、そういった方からもし問い合わせがありましたら、社会福祉協議会と相談をしてみたいなというふうに考えております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

またコロナの部分で。説明資料の２ページにあります。生活福祉課の２ページの方にあります。接種のスケジュールの部分なんですけども、テレビとか報道で見ますと、１回目の接種はある程度なんですけども、全体的に２回までやるっていう、うちの町の総合的なスケジュールというものはこれからはまだわからないのかい。ただ１回分だけのこういう形のスケジュールなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。ここ接種開始日ということで、接種の開始日が書かれておりますが、例えば５月１０日に申し込んだ方につきましては、自動的に３週間後の同じ曜日ということで、それを第５クールぐらいまで繰り返すことで日程表はもうできあがっております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

そうしますと、自動的に２回はもう確実に打った方は打てるという形で理解してよろしいんですね。わかりました。それでですね、今、木村議員さんの方も言いましたけども、なかなかそういう７５歳以上の高齢者の方々いろんな条件があって、健康な方はいいんですけども、やっぱり健康でない方々の接種ですよね。どのような形で１００％実施していただければいいんですけども、本人の意思も任意ですから、本人の意思も当然伴ってくると思うんですけど、そういう意思の確認とかいろんな形をクリアするためには、どのような形で町は考えているのかなと。どうでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。予診票、問診票ですね、予診票というのが入っていまして、その中に本人の意思確認をする欄もございます。あくまでも接種の意思がある方は、町の方または診療所の方に接種の申込みをしてくださいということで記載してございますので、接種の意思が

ない方につきましては、申込みが来ないというふうに押さえております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

そのとおりなんだろうと思うんですけども、ただ、やっぱり高齢者の方々でも、やっぱり先ほど木村さんも言いましたけども、認知症だとかそういういろんな形になっている人で、自分のそういうものが来ても自分で判断できるというようなことができないのかなという人もいるんでないかと。その方々にとっては、やっぱり家族の方々の同意とかいろんな形でやると思うんですけども、その辺の本人の、あくまでも本人の意思というある程度の部分を尊重しながらやってもらいたいと思うんですけど、その辺についてどのような形で、ちょっと私も理解できないものですから、もう一度お願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。施設入所されている方につきましては、例えば認知症の方、施設の方でご家族の方に同意書を送付して、家族の同意があって、それでまた本人に受けますかという確認をして、本人が受けますと言ったら、初めて接種するというような対応を取っております。また、グループホームにつきましても、家族の同意がまず必要だということで同意書を送付しております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

すいません。先にも聞けば良かったんですけれども、なにせ高齢者となりますと、結構循環器なり内臓の方にいろんな疾患を抱えている方が多いので、その方々はほとんど知内とか木古内じゃない方の函館なりなんなりそっちの方の病院にかかりつけ医をもっている方もいらっしゃいますよね。その方々からの相談を受けたりもするんですけれども、かかりつけ医で接種するということは絶対駄目なんでしょうか。そこのところちょっと教えていただけないでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。かかりつけ医の判断を仰いで、例えば接種してよろしいですかという判断をいただいて、町の方で接種するというパターンもございますし、ただ、例えば函館の病院に通っている方については接種できる見込みですが、それは国で今、調整中ということでまだはっきりした答えは返って来ておりません。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

新型コロナウイルス感染症対策支援事業の方で、１３ページですね。説明資料でいくと、２の１ページなんですけども。まず感染予防対策事業の中で商工会の方が仲介取って申請へ

ということになっているんですけれども、事業大体商工会からの要望とかもございまして、その辺を吸収しながらやっているというところもあると思うんですけども、もう一年以上経っております。町の方で独自で立入調査をしながら、その店舗にアドバイスしながら、こういう設備を整えた方がいいんじゃないかというところで、そこで営業に繋がっていくというような流れがあると思うんですけども、その辺りは検討されたのか、されていないのか、ちょっとお聞き致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。これまでも環境衛生に関する補助などを行ってきていまして、それぞれの補助金活用された事業者の方の元へは訪問するなどしているわけですけど、そこで細々としたですね、例えばＣＯ２の測定器だとか、パーテーションの在り方だとか、そこまで詳しく協力要請をしているということではございませんでしたので、今回この事業をやるにあたって各事業所にも入らせていただいて、適切な量だとか、機材だとかというのを協議しながら決めていきたいと思っております。ただそれをやる際には商工会のご協力もいただきながら、役場も入りながらやっていきたいと思っております。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

そういう設備の使い方だとか、そのＣＯ２の使用量だとかそういう確認の仕方はわかるんですけれども、そもそも行政の方で、一年以上経っていると先ほど言いました。チェックリストなどを作りながら店舗を回って、そういうチェックをしながら、こういうことをするとリスタンスもとれる、スペースもとれるというようなアドバイスをしながら、それこそ優良事業者みたいなワッペンでも貼る、そういうような、言えば、山梨県スタイルですか。そういうような流れを作っていた方が安心して町民の皆さん飲食できるんじゃないかなというふうに思っております。そういうような考え方はなかったのかどうか、もう一度お願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。これまでも持続化支援金ですとか、例えば独自のしりうち割ですとか、そういった誘客することも含めてですね、事業展開してきましたけども、その際には各事業所の方々に、例えば飲食店での北海道スタイルの情報提供ですとか、飲食店だけではなくて宿泊業のチェックリストだとか、そういったものをお渡しして遵守しながら営業してくださいということで、口頭もしくは書類ではお伝えしていますけど、役場が入ってですね、チェックするもしくは認証するということはやってきておりませんでした。繰り返しになりますけども、今回の補助事業の中でですね、役場が認証ではないですけども、北海道スタイルの徹底が図られているということを確認をしていきたいと思っています。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

今の流れの支援事業の中での説明資料２ページのとこなんですけれども、応援券の関係で過去２回やられて本当に町民の皆さん助かっている部分、私自身も助かっているなというところもあります。しかしながら、先ほども言いました。もう一年以上経っております。先ほどの全協の資料の中にもありましたけれども、もう前年度から所得が少なくなっている方もしくは休業補償で２、３割収入が落ちているという部分もありまして、今後も、今もかな、休業されているとこもあるというような流れがあります。商品券、町民全員に７千円と。確かに公平には思えるんですけれども、しかしながら、そういう収入の下がったところに重点的に補填した方が効果的なのではないかと思いますけど、その辺のことを検討されたのかどうなのか、ちょっとお伺い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。応援券の第３弾やるにあたって、様々なパターンも検討はさせていただいております。ただですね、今回、新型コロナが期間が長くなっているということで様々な影響の受け方、影響を受けた住民の方々いらっしゃると思います。幅広くですね、支援という形をとるにあたっては、今回の７千円の全住民への支援という形が適切だというふうに考えたところであります。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

全員にというところで本当に公平に思えるような気もするんですけれども、ただ収入が変わっていない方、前年度と何も変わっていない方は大した助かるところではあります。しかしながら、収入の減ったところに関しては大変７千円であっても、１万円であっても大変まだ厳しいんだろうなというところがあると思うんです。だからそういうところを考えれば、どうあっても収入の減ったところに手厚くしてやった方がいいのかなというふうに思うんですけれども、今、検討されたと言って、確かに公平な感じはするんですけれども、どうなんでしょうね。私はどうも公平だとは思わないんですけれども。その辺りもう一度お確認します。

◎　議　　長（伊藤政博）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

説明致します。課長の方からも説明しておりますけれども、町の全体的に下がっているという状況は議員もご案内のとおりだと思います。一方で、国の方の支援策としては、ひとり親家庭への一人当たり５万円というのも、もう既に支給されております。したがって、そういう部分では国もそういうことで速やかな対応をしております。したがいまして、町の方としましてもですね、特に年金生活者を含めて、いろいろな生活様式が変わってきまして、これまでもマスク、それから消毒用アルコール、薬用ハンドソープ等も昨年度配布、高齢者の方に配布しておりますけれども、一般の方についてもこれまでにない出費というのも出てきているということで判断しまして、今回の支援ということに繋げたいということで考えてお

ります。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

今、副町長説明されたとおり、確かに出費はあります。出費はあるのはわかるんですけども、過去２回もう配布されている。応援券出されていますよね。それで補っていけているんじゃないかというふうに私は思うんですよね。それで収入の減った方はもっと大変なんだろうというふうに私、思うんです。過去２回、２万円配布しました。今回７千円というところになるんですけれども。それで本当に賄っていっているのかというところが、ちょっと疑問なんです。その辺りもう一回検討していただければなというふうに私、思いますけども。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。企業の休業状況についてもですね、まだ今月も続いている事業所もございます。今後もですね、国内の状況が近々一変するとは思えませんので、そういった地域企業の休業の状況なども十分情報収集しながら、引き続き必要な対策については検討させていただきたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

確認のために。議案の１５ページの生活福祉課の備品購入費のネットワークの整備用備品、これどういうものなんですか。わかったら、お知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。これは湯ノ里診療所ですね、実は診療報酬計算するパソコンだとかそういったもの全くございません。今まで手書きのカルテで、手で料金を計算して出していたんですが、それらが全く準備されていないということで、今度、医療体制変わった中でそういった診療報酬を計算する。知内診療所とかにもあるんですけども、そことネットワークを繋いで、診療報酬即座に計算するためのパソコンですね。それと、そこに入るシステム。それを購入したということになっております。これ全て国からのコロナ関連の対策の補助金ということで、１００万円のお金で１００万円の補助金入ることになっております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

質疑がないようですから。

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

コロナじゃなくて、先ほどの応援券の件で。令和２年度は６月と１１月に２回、応援券配布して、その利用状況は１００％利用されたのか、その辺ちょっとお知らせください。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。これまで第１弾、第２弾と２回実施しておりますけども、執行率、使われた率ですね、平均して９８％です。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

前回は飲食店３千円、商品券７千円と。なかなか飲食店があまり利用されていなかったという、今回は飲食はないんですけども、その辺が地域応援券として７千円分の９８％というけども、９８％の消費率ということはかなり数字的には高い位置に占めているんですけども、前回の飲食の部分だけ、ちょっとわかったら教えてください。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

全体では９８％ですけども、飲食券の使用率は９５．１％です。残る共通券の使用率は９９．４％です。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

先ほど山田君からも様々な質疑がありましたけども、今、公平性を保つのであれば、広く浅く町民一人一人にこういう在り方もあるんですけども、広く浅くして効果出るのか、例えばスポット的に最大限の効果を出すのか、その辺の見解、考え方は議論したのでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

先ほど２番議員からご質問ありました。公平・公正が保たれるのかという。以前、国から支援された一律１０万円。当然そういう議論もあったんだろうと思いますし、我々もそれを認識しながら１０万円に関しては我々もちょっとその分減額をさせていただいたという経過あります。大変心の痛む問題でありますけれども、ただ今回、２回目それぞれ１万円、１万円させていただきました。その上積み効果というか、それに対する２割くらいの効果があったんだろうという調査結果出ております。それだけ町民にしてもやはり影響のない方々はそれぞれ普段の生活費プラスアルファで使っていただいた。それで全体的な知内町の経済波及には当然なったと思っています。それで今回、また７千円という議論なんですけども、先ほどから産業振興課長も説明しているように、各産業、林業関係、製造関係、そして一次産業それぞれ疲弊をしている箇所がまだまだございます。それらに対応するための財源というのもまだ留保しております。それでなんとか全体でもう一度、２年目になりますので、まして今、ワクチン接種がなかなか進んでいないという状況ありますので、これ以上、知内町から感染者を出したくないという強い思いもあります。そういう意味でまだまだ疲弊している方々の応援、または産業の応援、または全体の中でなんとか町民全体がこのコロナの対応策

として町の経済活性化するためにもなんとかそれぞれプラスアルファでまた応援していただきたいという、それぞれ強い思い持っております。そうした付加価値を付けていただいて、理解をしていただいてなんとか町民全体でコロナに影響を受けている方々にサポートしていただければありがたいなと思います。町で確かにポイントポイント的にそれぞれやれればいいんですけども、なかなか個人個人つかまえるわけにはいきませんし、まして自分があたって隣があたらないというか、そういういろんな弊害も出てきますので、それで町民感情壊しては何もなりませんので、あくまでもここは一致団結して全体で、知内町全体でなんとか支えていただきたいという、そういう思いで理解していただければありがたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

すいません。要望ということで発言させていただきたいんですけれども、このコロナ去年始まりまして、今年また続いています。これで去年で打撃を受けたものが、今年その結果が出てくる。また、２年、３年続くことによって今後もっと企業なり産業なりに響いてくると思います。それ以上に人間の心に凄い打撃を与えていると思います。コロナ疲れ、うちの町でもやっぱりコロナ疲れで本当にへとへとしている方がいらっしゃると思います。特にお年を召した方、その方々にいろいろと地域応援券など去年から出していただいて、お買い物できるっていう喜びだけでも、その中でちょっとでも心が潤った時間などもあります。こうやってたくさん事業をいろいろ提案していただきますけれども、そのコロナ疲れをこういうお金ばっかりじゃなく、何かの形で、今後、町民の方々が去年やっていただいた花火とかそういう形でもパッと忘れられるような、そういう企画も皆さんで何か考え提案していただければなと思って要望だけ言わせていただきたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第２号　令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第５、議案第２号、『令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１

号）について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第２号、令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について。
令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，２２７万円とする。
２項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。
歳出から説明させていただきます。４ページをお願い致します。３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金、２３節償還金利子及び割引料に８万３千円を追加するものです。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により過年度保険料の減免に伴う歳出還付でございます。
次に歳入でございます。３ページです。５款諸収入、２項雑入、１目保険料還付金、１節保険料還付金に同じく８万３千円を追加するものです。
説明は以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
歳入歳出一括質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第２号を採決します。
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第３号　令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第６、議案第３号、『令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第１号）について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第３号、令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第１号）について。

令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１４万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億３，７５４万５千円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致します。５ページをお願い致します。４款地域支援事業費、３項包括的支援事業費・任意事業費、１目包括的支援事業費に６万円を追加し、８０５万１千円とするものです。１０節需用費に消耗品として６万円の追加です。

それから６ページです。５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金に８万９千円を追加し、９万円とするものです。２２節償還金利子及び割引料に８万９千円の追加です。これは国庫支出金等の過年度分の還付金でございます。

続きまして、歳入です。３ページをお願い致します。７款繰入金、１項一般会計繰入金、４目その他一般会計繰入金に６万円を追加し、１，７１４万１千円とするものです。１節事務費繰入金に６万円の追加です。

続きまして、４ページです。７款繰入金、２項基金繰入金、１目介護保険事業基金繰入金に８万９千円を追加し、８０９万８千円とするものです。１節介護保険事業基金繰入金に介護保険事業基金繰入金として８万９千円を追加するものです。

説明は以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第３号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第４号　知内町防災情報配信システム管理運用に関する条例の制定について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第７、議案第４号、『知内町防災情報配信システム管理運用に関する条例の制定

について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

議案第４号、知内町防災情報配信システム管理運用に関する条例の制定について。

知内町防災情報配信システム管理運用に関する条例を次のように制定する。

この度の条例の制定、背景につきましては、これまで町内全世帯へ戸別受信機を配布し、防災情報等を提供してきましたが、電波法の改正によりアナログ方式からデジタル方式に移行することになり、更新が終了したことから、必要な管理・運用についての条例を定めるものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

それでは私の方から、説明資料見出しナンバー１の総務課関係をご覧いただきたいと思います。説明資料の見出しナンバー１の１ページです。今回の知内町防災情報配信システム管理運用に関する条例（案）の概要です。まず背景については、今、副町長の方からおっしゃったデジタル化によりまして、移行するという形になっております。

それで条例の主な内容です。１としまして、第１条は趣旨ということで、今言った必要な事項を定めるということです。

２番目として、２条から３条につきまして、システム管理のサーバの設置だとか、配信用端末の貸与及び設置、屋外受信機の設置を記載しております。

それから３番目としまして、第４条で、戸別受信機の無償貸与、避難所・公共施設への設置を記載しております。

４番目としまして、第５条から６条にかけて、災害・防災等及び行政情報の配信をするというような方法について記載しております。

５番目としまして、第７条で、スマートフォン等にアプリを登録し運用することの方法について記載しております。

６番目としまして、第８条から第１０条です。管理責任者等の管理運用、それから配信業務及びシステムの点検整備等の管理をこちらの方に記載しております。

７番目として、第１１条で、使用目的外の使用禁止・受信機の譲渡禁止等を記載しております。

８番目として、第１２条で、スマホアプリの利用料金及び利用に係る通信料金等についての負担について記載しております。

最後に９番目ですけども、第１３条に、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めるというような形で記載しております。

議案に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

それから今まで従来ありました「知内町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例」につきましては、これをもって廃止するというような形になっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第４号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第５号　知内町税条例等の一部を改正する条例について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第８、議案第５号、『知内町税条例等の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

◎　税務会計課長（南　一貴）

議案第５号、知内町税条例等の一部を改正する条例について。

知内町税条例等の一部を次のように改正する。

次のページに条例の改正内容について掲載しておりますが、改正の内容の概要につきましては、説明資料により説明したいと思いますので、説明資料の見出しナンバー３の１ページ目をご覧ください。

こちらの方に知内町税条例等の一部を改正する条例の概要を載せております。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等に基づき知内町税条例等の一部を改正するものです。改正の内容につきましては、まず住民税関係についてですが、１０点の改正がございます。

１点目は、個人住民税の非課税の範囲における判定基準において、年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ると今回の条例に明示する改正案となっております。この改正は扶養控除における国外居住者の取扱いを厳格化し、個人住民税の均等割及び所得税の非課税の限度額の算定となる扶養親族において年齢３０歳以上７０歳未満の国内非居住者について生計維持などの要件が定められたことにより、今回、明示化されたものでございます。また、国内の居住者の扶養要件については、今回、改正はありません。なお、施行期日は、令和６年１月１日となっており、令和５年分の所得から適用になる予定でございます。

続きまして、２点目でございます。２点目は、個人住民税に係る給与所得者の扶養親族申

告書を電子提出する際の税務署の承認について廃止するものでございます。施行期日は、令和３年４月１日です。

３点目は、個人住民税に係る非課税限度額等の公的年金等受給者の扶養親族申告書の取扱いについてですが、従前、公的年金等の支払を受けている納税義務者であって、１６歳未満の扶養親族を有する場合には扶養親族申告書の提出義務があります。今回の改正において、１点目の改正内容と同様に、国外居住者の扶養の取扱いが見直されたこととあわせて条文の改正に１６歳未満の者に限ると明示化された改正内容となっております。施行期日は、令和６年１月１日です。

４点目は、個人住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書を電子データで提出する際における税務署長の承認を廃止するものです。施行期日は、令和３年４月１日です。

５点目は、退職所得申告書の定義の規定が整備されたことから、条文をですね、改正するものです。施行期日は、令和３年４月１日です。

説明資料２ページ目をご覧ください。

６点目は、退職所得申告書の電子データで提出する際の税務署長の承認について廃止するものです。施行期日は、令和３年４月１日です。

７点目は、個人町民税の所得税の非課税限度額の範囲における安定基準において、１点目の改正内容と同様に、扶養親族に係る国外居住親族の取扱いが見直されたこととあわせて今回条文にですね、追加で年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ると明示された改正案となっております。施行期日は、令和６年１月１日です。

８点目は、所得税、住民税の確定申告の際に平成２９年から運用している医療費控除に係るセルフメディケーション税制を令和９年度まで延長する改正でございます。施行期日は、令和４年１月１日です。

９点目は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の拡充・延長であります。今回は令和４年末までに入居した者を対象とし、控除対象期間を令和１７年度まで延長するといった改正となりました。施行期日は、令和３年４月１日です。

１０点目は、令和２年改正条例（例）第２条のうち第４８条第１０項及び第１６項、第５０条第４項、第５２条の３項、附則第４条の条例改正文。こちらについては、法律改正による項番号がズレることから、そのズレを改正するものです。施行期日は、令和３年４月１日となります。

続いて、固定資産税関係は、７点の改正になります。

１点目は、法律改正による条例の項番号にズレが生じるため、改正するものです。施行期日は、令和３年４月１日です。

２点目はですね、法律改正により条文の見出しの表現が改正になります。施行期日は、令和３年４月１日です。

３ページ目をご覧ください。

３点目は、固定資産税の課税標準額に係る土地の価格の特例の取扱いについて、法律改正にあわせて令和元年度から令和２年度となっている条文を令和４年度又は令和５年度に改正するものです。施行期日は、令和３年４月１日です。

４点目は、宅地等に対して課税標準の現行の負担調整措置を継続する目的で、法律改正にあわせて令和３年度から令和５年度までと改正するものです。施行期日は、令和３年４月１

日です。

５点目は、農地に対して課税標準額の現行の負担調整措置を継続する目的で、法律改正にあわせて令和３年度から令和５年度までと改正するものです。施行期日は、令和３年４月１日です。

続いて、６点目は、特別土地保有税の課税の特例として平成３０年度から令和２年度まで適用していたものを法律改正により令和５年度まで延長する改正でございます。施行期日は、令和３年４月１日となります。

７点目は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について法律改正により令和８年度まで延長となったことの改正です。施行期日は、令和３年４月１日です。

続きまして、軽自動車税関係につきましては、５点の改正となります。

１点目は、環境性能割の税率の読替規定を条文に追加する改正の内容となっております。施行期日は、令和３年４月１日です。

説明資料の４ページ目をご覧ください。

２点目は、軽自動車税の環境性能割の非課税の環境性能割の臨時的軽減の期限を令和３年１２月３１日まで延長とする改正でございます。施行期日は、令和３年４月１日です。

３点目は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の読替規定を条文に追加する改正です。施行期日は、令和３年４月１日です。

４点目は、軽自動車税の新規取得した翌年度における軽自動車税に対する種別割の税率特例を受けることになります。この取扱いについてですが、自家用自動車の電気自動車については令和元年度の税制改正により令和５年度までこの特例制度が延長されております。今回の改正においては、この種別割の５０％軽減及び２５％軽減の対象を営業乗用車に限定した上で、特例の期限を２年間延長するものと、あと法律の改正により条文の項番号がズレることから、これを改正するものです。施行期日は、令和３年４月１日です。

５点目は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について、法律改正にあわせて条文を改正するものです。施行期日は、令和３年４月１日でございます。

またですね、説明資料の５ページ以降２５ページまでについては、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

そして議案の方に戻っていただきまして、議案の見出し番号５番の６ページ目をご覧ください。議案の６ページ目の中段に附則を載せております。こちらの附則の第１条、（３）と（４）においてなんですけど、こちらの条文中に（令和３年法律第　号）と書いております。ただこちらに、今回、番号の方が空欄となっており、一応、今回の議案の内容についてなんですけど、現時点で国のですね、法律の公布番号の確認ができていないので、これについては議会終了後になるんですけど、この確認が取れ次第、例規の方にも反映させていただきたく、よろしくお願いします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第５号を採決します。
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第６号　知内町介護保険条例の一部を改正する条例について

◎　議　　長（伊藤政博）
次に日程第９、議案第６号、『知内町介護保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
生活福祉課長。
◎　生活福祉課長（鳴海英人）
議案第６号、知内町介護保険条例の一部を改正する条例について。
知内町介護保険条例の一部を次のように改正する。
次のページです。知内町介護保険条例の一部を改正する条例。今回の介護保険条例の一部を改正する条例の概要ですが、説明資料の見出しナンバー４、生活福祉課３ページをお願い致します。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に関し、厚生労働省より令和３年度における取扱いについての事務連絡が発出され、税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させ継続実施するほか、文言整理のために条例の一部を改正するものです。
改正の内容ですが、減免対象となる期間が、令和４年３月３１日までに納期限が到来する保険料について適用されることとなります。
また、定義の改正として、減免要件に係る所得指標の見直し等、記載のとおりとなります。
次のページには新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。
議案に戻りまして、附則ですが、施行期日、１、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第６条第１項の規定は、令和３年４月１日から適用する。
経過措置として、２、令和２年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の第６条第１項の規定の適用については、同項第２号イ中「令第２２条の２第１項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令第７条の規定による改正前の令第２２条の２第１項とする。
以上で説明終わります。ご審議よろしくお願い致します。
◎　議　　長（伊藤政博）
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第６号を採決します。
本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第７号　知内中学校タブレット端末の購入について

◎　議　　長（伊藤政博）
次に日程第１０、議案第７号、『知内中学校タブレット端末の購入について』を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
学校教育課長。
◎　学校教育課長（帰山亮一）
議案第７号、知内中学校タブレット端末の購入について。
次のとおり知内中学校タブレット端末を購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第７号）第３条の規定により議会の議決を求める。
記、１、品名、タブレット端末。２、購入価格、６４９万円。３、購入先、北斗市七重浜４丁目４０－１、エスティイー株式会社函館支店、支店長、成田雅樹。４、納期、契約の日から令和３年１０月３１日。
詳細につきましては、説明資料の見出しナンバー６、教育委員会説明資料の１ページをご覧ください。品名、知内中学校タブレット端末。概要、Ａｐｐｌｅ ｉｐａｄ Ｗｉ－Ｆｉ１０．２インチ（３２ＧＢ 第８世代）、ｉＰａｄ専用キーボード付きケース、Ａｐｐｌｅ Ｐｅｎｃｉｌ、管理ソフト（ＭＤＭ）各１０３台。入札年月日、令和３年４月１９日。仮契約金額、納入期限、契約の相手方、指名業者につきましては、記載のとおりとなっております。
よろしくお願い致します。
◎　議　　長（伊藤政博）
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
９番、谷口君。
◎　９　　番（谷口康之）
コンピュータの購入の部分で、前も、いつも聞いていたんですけども、今回、入札で１０月でしたか、納期が。これ前は間に合わなくて、どうのこうの言っていましたけど、これは確実に納期が間に合うという形で理解してよろしいんですか。
◎　議　　長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎　学校教育課長（帰山亮一）

今回のタブレット端末の購入につきましては、入札の条件としまして、納期限を１０月３１日までということで、入札月日から半年間の期間を置いておりまして、余裕をもった納期限ということで、この期限をもって入札を実施しまして、応札いただきましたので、この期限については間違いなく納品できるというふうに思っております。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

わかりました。納期は間に合うという形。ただ、コンピュータの購入ですよね。前から子どもさん達に対して１人１台という形で整備したいということだったんですけども、この辺についてですね、今回の部分も含めて、子どもさん達のコンピュータに対する普及と、それから授業に対するそういうズレというか、これは計画通りの形で進んでいるということで理解してよろしいんでしょうかね。

◎　議　　長（伊藤政博）

教育長。

◎　教　育　長（本間茂裕）

お答え申し上げます。端末の配備が遅れることが想定されました知内小学校と知内中学校におきましては、２月中にそのことを学校に伝え、端末が揃うまで１人１台端末体制の準備期間とするということで、諸準備をお願いしているところでございます。小学校３校のうち湯ノ里小学校、涌元小学校は既に１人１台体制が完了してございます。知内小学校は全児童数１２０名に対して現在１００台端末が配備されております。したがって、全体として大きな支障はないと考えております。中学校には現在端末が４４台、ノートパソコンが４４台配置されてございます。端末には２人に１台の状況でございますので、揃うまでの期間は、例えばペア学習であるとか、２人で１台とか、あるいはグループ学習であるとか、あるいは時間割の工夫した運用で対処していただくこととしております。納入期限につきましては、１０月末となっておりますけれども、できるだけ早い段階で納入になるように契約業者と連携をとっていきたいというふうに考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第７号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議　　長（伊藤政博）

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて会議を閉じます。

令和３年第２回知内町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

（　閉会　午前１１時１９分　）